

病床機能再編支援給付金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、地域医療構想の実現に向けた取組を一層推進させることを目的として、医療機関の病床削減や再編統合を行う者に対し、予算の定めるところにより給付金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象事業）

第2条 この給付金の交付対象となる事業は以下のとおりとする。

- （1）地域医療構想を推進するための病床削減支援給付事業実施要領に基づく事業
- （2）地域医療構想を推進するための医療機関統合支援給付事業実施要領に基づく事業
- （3）地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付事業実施要領に基づく事業

（給付金の交付額）

第3条 この給付金の交付額は、第2条（1）から（3）の実施要領（以下、「各実施要領」という）に基づく各事業の支給額の合計額とする。

（給付金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、給付金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- （1）各実施要領により申請し、認定を受けた事業計画書の写し
- （2）その他、知事が必要と認める書類

（給付条件）

第5条 規則第5条の規定による給付条件は、次のとおりとする。

- （1）給付事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、給付事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （2）給付事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （3）給付事業が予定の期間内に完了しない場合又は給付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）この給付金に係る帳簿及び証拠書類は、給付事業が完了した日の属する年度

の翌年度から起算して5年間整備保管しておくこと。

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。

(6) その他、規則、各実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

（給付金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、給付金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、給付金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（給付金の交付方法）

第8条 この給付金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（給付金の交付請求）

第9条 給付金の交付決定の通知を受けたものが、給付金の交付を請求しようとするときは、給付金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第6号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は給付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（別紙1）

(2) その他、知事が必要と認める書類

（給付金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、給付金の額の確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が

定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 2 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年度病床機能再編支援給付金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
氏 名

年度において、下記のとおり病床機能再編支援給付金事業を実施したいので、給付金を交付されるよう、病床機能再編支援給付金交付要綱第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 給付金の交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業の完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- （１）各実施要領により申請し、認定を受けた事業計画書の写し
- （２）その他、知事が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

年度病床機能再編支援給付金事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
病床機能再編支援給付金事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、
病床機能再編支援給付金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

記

- 1 給付金変更交付申請額 (金 円)
金 円
- 2 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の3以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較参照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第3号様式（第5条関係）

年度病床機能再編支援給付金事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
病床機能再編支援給付金事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認さ
れるよう、病床機能再編支援給付金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第4号様式（第6条関係）

年度病床機能再編支援給付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度病床機能再編支援給付金については、下記のとおり交付することに決定したので、病床機能再編支援給付金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 給付金の交付決定額 金 円

2 給付条件

- （1）給付事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （2）給付事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （3）給付事業が予定の期間内に完了しない場合又は給付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）この給付金に係る収入を明らかにした帳簿及び証拠書類は、給付事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておくこと。
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- （6）その他、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）、地域医療構想を推進するための病床削減支援給付事業実施要領、地域医療構想を推進するための医療機関統合支援給付事業実施要領、地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付事業実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

第 5 号様式（第 9 条関係）

年度病床機能再編支援給付金交付請求書

第 年 月 日 号

大分県知事

殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度病
床機能再編支援給付金 円を精算払（概算払）の方法により交付される
よう、病床機能再編支援給付金交付要綱第 9 条の規定により請求します。

記

- | | | | |
|---|---------------|-------|---|
| 1 | 給付金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既 受 領 額 | 金 | 円 |
| 3 | 今 回 請 求 額 | 金 | 円 |
| 4 | 残 額 | 金 | 円 |
| 5 | 事業完了予定（完了）年月日 | 年 月 日 | |

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

年度病床機能再編支援給付金事業実績報告書

第 年 月 日 号

大分県知事

殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度病床機能再編支援給付金事業について、下記のとおり実施したので、病床機能再編支援給付金交付要綱第 1 0 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 給付事業の効果

2 給付事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）事業実績書（別紙 1）
- （2）その他、知事が必要と認める書類

別紙 1

年度病床機能再編支援給付金事業実績書

1 今年度実施の事業内容

--

2 事業効果

--

※必要に応じて関係書類を添付すること

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

年度病床機能再編支援給付金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度病床機能再
編支援給付金事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号に
よる交付決定通知に係る給付金の額 円については、金 円に
確定したので、病床機能再編支援給付金交付要綱第 1 1 条の規定により通知しま
す。